

## グアテマラ月報 (2013年5月)

2013年10月3日  
在グアテマラ日本大使館

### 1. 内政

- CID Gallup Latinoamerica 社が5月に実施した世論調査結果によればペレス・モリーナ大統領の支持率は48%。
- 26日、PPの全国党大会が開催され、バルデッティ副大統領が引き続きPPの党首に選出された。
- 10日、ジャスミン・バリオス最高裁判所（CSJ）危険事案A法廷判事は、リオス・モント元大統領に対し、禁錮80年の有罪判決を下したが、20日、憲法裁判所（CC）は、CSJ危険事案A法廷による同有罪判決を無効と判断し、裁判プロセスを4月19日の時点まで戻すよう命じた。

#### （1）ペレス・モリーナ政権の政権運営に関する世論調査

23日、「エル・ペリオディコ」紙は、CID Gallup Latinoamerica 社が2013年5月2日から9日にかけて全国1,278人を対象に実施したペレス・モリーナ政権に関する世論調査結果（誤差±2.98%）を掲載した。同調査によれば、ペレス・モリーナ大統領の支持率は48%で対前年同月比20ポイント減（1月の前回調査時からは13ポイント減）。生活費及び基礎的バスケット価格の上昇等が支持率の低下に影響したと見られる。

#### （2）与野党の動向

（ア）26日、与党愛国党（PP）の全国党大会が開催され、バルデッティ副大統領が引き続き同党の党首（secretaria general:2013-2015年）に選出された。なお、シニバルディ通信インフラ住宅大臣が第1副党首、ボニージャ内務大臣が第2副党首、マルティネス社会開発次官が第3副党首、ムアディ国会議長が第4副党首に選出された。

（イ）12日、サンドラ・トーレス前大統領夫人が国民希望党（UNE）の大統領候補として2015年大統領選挙に出馬する予定であることが明らかとなった。

（ウ）19日、国民大連合（GAN）の全国党大会が開催され、ハイメ・マルティネス党首の続投が決定した。

#### （4）閣僚・公的機関代表人事

（ア）6日、ペレス・モリーナ大統領は、新大統領秘書官（アナ・アンティジョン氏）、新社会開発省次官（エステバン・サンティソ氏）、環境天然資源省（ビニシオ・モンテロ氏）、大統領府食糧栄養安全保障庁次官（マルヴィン・パス氏）を各々任命し、宣誓式を行った。

（イ）15日、エクトル・ペレス氏が新憲法裁判所（CC）長官に就任した。

## (5) リオス・モント元大統領等に対する内戦時のジェノサイド裁判

(ア) 3日、当国憲法裁判所(CC)は、リオス・モント元大統領及びロドリゲス元 G-2 局長への内戦時のキチェ県イシル地域におけるジェノサイド及び人道に対する罪を問う裁判に関し、同元大統領のガルシア弁護士による最高裁判所(CSJ)に対する申立て・上告が解決するまで本件裁判を中断することを決定した。

(当館注: CSJ 第3刑事控訴審(La Sala Tercera de Apelaciones del ramo Penal)は、4月19日に本件裁判を危険事案法廷(Juzgado de Mayor Riesgo)に再移管することを決定したが、右法廷の上位法廷であり、裁判において判決を下す権限を有する危険事案A法廷(Tribunal de Mayor Riesgo A)は、CSJ 第3刑事控訴審の決定に対して異議申し立てを行い、裁判の管轄を移管することなく裁判を継続。)

(イ) 10日、CCによる上記決定にもかかわらず、ジャスミン・バリオス CSJ 危険事案A法廷判事は、内戦時のキチェ県イシル地域におけるジェノサイド及び人道に対する罪に問われていたリオス・モント元大統領に対し、禁錮80年の有罪判決を下した。軍の高官がジェノサイドの罪で有罪を言い渡されたのは中南米諸国では初。

(ウ) 20日、CCは、CSJ 危険事案A法廷によるリオス・モント元大統領に対するジェノサイド及び人道に対する罪による禁錮80年の有罪判決を無効と判断し、裁判プロセスを4月19日の時点まで戻すよう命じた。

## 2. 外交

- 3日～4日、ペレス・モリーナ大統領は、コスタリカで開催された SICA・米首脳会合に、23日にはコロンビアのカリで行われた第7回太平洋同盟首脳会合に出席した。
- 16日、カレラ外相は、ユネスコの国際会議 (Culture:Key to sustainable development Internacional Congress)出席のため中国を訪問した。
- 24日、大統領在任中(2000～2004年)に米国内の銀行で公金70百万ドルの資金洗浄を行った容疑により、ポルティージョ大統領の身柄が米国政府に対し引き渡された
- 28日、ダラネセ・グアテマラ無処罰問題対策国際委員会(CICIG)代表は、本年9月の任期満了に伴い、同代表を退くことを明らかにした。
- 15日、ペレス・モリーナ大統領は、ベリーズ政府も10月6日に予定されていたベリーズとの国境問題の国際司法裁判所(ICJ)への付託の是非を問う国民投票の実施延期を決定した旨発表した。

### (1) ペレス・モリーナ大統領の SICA・米首脳会合への出席

3日～4日、ペレス・モリーナ大統領は、コスタリカで開催された SICA・米首脳会合に出席した。同会合において、SICA 諸国の首脳はオバマ大統領に対し、移民の待遇改善、移民制度改革の推進、麻薬対策への更なる協力を要請。オバマ大統領は右に対し、米国の更

なる協力を約束した。また、ペレス・モリーナ大統領は、現在の麻薬対策に代わるより効率的な対策を模索する必要性を主張したが、オバマ大統領は、「麻薬の合法化は麻薬問題の解決にはつながらない。抑圧的な対策のみならず、教育、予防、医療等、グローバルな視点が必要」と発言した。

#### (2) ペレス・モリーナ大統領の第7回太平洋同盟首脳会合への出席

23日、ペレス・モリーナ大統領は、カレラ外相及びアルチラ・エネルギー鉱山相と共にコロンビアのカリで行われた第7回太平洋同盟首脳会合に出席し、コロンビア及びペルーとの査証免除を提案した。また、ペレス・モリーナ大統領は、コロンビアのラジオ局(Caracol)の取材に対し、メキシコ、コロンビア及びチリとは既に自由貿易協定が発効済みであり、あとはペルーとの同協定の批准を待つのみであることから、太平洋同盟正式加盟に向けて必要とされる要件はほとんど満たしている旨述べた。

#### (3) バルデッティ副大統領の第7回ペトロカリブ首脳会合出席

5日、カラカスで開催された第7回ペトロカリブ首脳会合において、マドゥーロ・ベネズエラ大統領はグアテマラのペトロカリブ協定への加盟を発表した。他方で、同会合に参加したバルデッティ副大統領は、「グアテマラはペトロカリブ協定に加盟申請済みであるが、同協定の批准の是非を検討するために条件等について更なる情報が必要であるところ、ベネズエラ政府に対し技術者レベルの使節の派遣を要請した」と述べた。

#### (4) カレラ外相のメキシコ訪問

7日、カレラ外相はメキシコを訪問し、マエダ外相と会談し、今後数年間の両国間における対話について経済協力及び国境地域の治安改善に重点を置くことで意見が一致した。

#### (5) カレラ外相の中国訪問

16日、ユネスコの国際会議(Culture:Key to sustainable development Internacional Congress)出席のため中国を訪問したカレラ外相は、EFEのインタビューにおいて、当国は「中国と台湾との間の協調に貢献できる」ことを期待している旨述べた。また、同外相は、グアテマラ社会には、全ての国々との協調的な関係の構築に向けて発展すべきとの考えが確実に存在しており、当国はアジア太平洋地域との関係促進に取り組んでいる旨強調した。

#### (6) ペニャ・ニエト・メキシコ大統領の当国訪問

31日、ペニャ・ニエト大統領は、グアテマラ投資サミットへの出席及び両国間のアジェンダの優先事項を決定するための二国間会談実施のために当国を訪問し、ペレス・モリーナ大統領と会談した。

#### (7) 中米議会議員団の台湾訪問

4月29日～5月3日、ブカロ中米議会（PARLACEN）議長を代表とする PARLACEN 議員団が台湾を訪問し、馬英九総統等を表敬した。右表敬において馬総統は、先般の PARLACEN による台湾地域の平和に向けた決議（注：東シナ海平和イニシアティブを支持する PARLACEN の総会決議を指すと思われる）及び台湾の国連機関への参与につき謝意を表明した。また、Wang Jin-pyng 立法院院長から台湾・中米両議会の関係強化における功績に鑑み、ブカロ議長に最高位の勲章となる立法院外交名誉賞が授与された。

#### （8）ダラネセ・グアテマラ無処罰問題対策国際委員会代表の任期

28日、ダラネセ・グアテマラ無処罰問題対策国際委員会（CICIG）代表（2010年8月～）は、本年9月の任期満了に伴い、同代表を退くことを明らかにした。同代表は、CICIG が発表したプレスリリースにおいて、国連に対し辞表を提出した訳ではなく、本年9月までの任期を全うした上で一身上の都合により任期の延長は希望しない旨表明したと述べると共に、他の CICIG のメンバーと共に、任期満了まで正義のためにグアテマラの無処罰問題に取り組んでいく旨強調した。

#### （9）第43回米州機構（OAS）総会（米州における麻薬問題に関する報告書の提出）

17日、インスルサ米州機構（OAS）事務総長は、サントス・コロンビア大統領に対し、第43回 OAS 総会（6月4日～6日に当国で開催）で議論予定の「米州地域における麻薬問題に関する報告書（El problema de las drogas en las Americas）」を提出した。同事務総長は、同報告書においてマリファナの合法化について明確には支持を得ていないものの、右合法化を支持する兆候（signos）がある旨指摘すると共に、同報告書の提案は一つの帰結ではなく、長期間に亘る議論の開始を提議するためのものである旨強調した。

#### （10）ポルティージョ大統領の米国への身柄引渡

（ア）24日、大統領在任中（2000～2004年）に米国内の銀行で公金70百万ドルの資金洗浄を行った容疑により、ポルティージョ大統領の身柄が米国政府に対し引き渡された。グアテマラの歴代大統領の中で米国に身柄引渡しが行われたのはポルティージョ元大統領が初めて。

（イ）28日、ポルティージョ元大統領に対する初公判が行われた。弁護団及び家族に伴われ、ニューヨーク州南部連邦地方裁判所のロベルト・パターソン判事の法廷に出廷した同元大統領は無罪を主張した。

#### （11）グアテマラ・ベリーズ国境問題

15日、ペレス・モリーナ大統領は、ベリーズ政府も10月6日に予定されていたベリーズとの国境問題の国際司法裁判所（ICJ）への付託の是非を問う国民投票の実施延期を決定した旨発表した。

### 3. 経済

(1) 14日、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL）が発表した2012年のラテンアメリカ・カリブ地域における外国直接投資に関する報告書によれば、当国に対する外国直接投資総額はコスタリカ（2,265百万ドル）に次いで2番目（1,207百万ドル）。

(2) 20日、バルキン中銀総裁は、本年の当国の経済成長率は3.5%、2014年は3.7%～4.1%と見通している旨発表した。

(3) 21日、当国を訪問したIMFのミッションは、当国において持続的な経済成長を維持するために中長期的な財政政策の強化、公的債務拡大にかかる財政調整、付加価値税（IVA）の引き上げ等が必要であると指摘した。

(4) 21日、ドゥチェス観光庁（INGUAT）長官は、2012年の当国への観光客数は1.95百万人で、観光部門による外貨収入は対前年比5%増の1,493百万ドルとなったと発表した。

(5) 22日、当国を訪問したTebian電気機器株式会社（TBEA）のJian Jun Kangマーケティング部長は、当国に事務所を設置し、Provelec S.A.社を通じてTBEA社の製品を当国で販売する意向である旨発表した。

(6) 23日、ペレス・モリーナ大統領は、第7回太平洋同盟首脳会合の枠組みにおいて開催された企業会合に出席。当国は太陽光発電所の建設、エルサルバドル及びメキシコ国境をつなぐ道路建設等、当国の競争力を強化するためのプロジェクトの実現に取り組んでいる旨強調した。

(7) 30日、ペレス・モリーナ大統領は大統領令（AG No226-2013）を通じて、当国において日伯方式（ISDB-Tb）を採用する旨発表し、31日付ディアリオ・デ・セントロ・アメリカ紙（官報）に掲載された。

(8) 30日及び31日、当国工業会議所（CIG）主催により「グアテマラ投資サミット2013（Guatemala Investment Summit 2013）」が開催され、ペニャ・ニエト・メキシコ大統領他、世界40カ国から約300名の投資家・企業家が出席した。

#### 主要経済指標

	2013年			2012年	2011年
	5月	4月	3月		
インフレ率（前年同月比）	4.27%	4.13%	4.34%	3.45%	6.20%
貿易収支（百万ドル）	622.2	462.8	363.2	7,008.5	6,212.1
輸出（百万ドル）	973.4	882.8	982.4	9,985.3	10,400.9
輸入（百万ドル）	1,595.6	1,345.6	1,345.6	16,993.8	16,613.0
外貨準備高（百万ドル）	7,252.9	7,220.8	7,276.7	6,711.2	6,142.4
外国からの送金（百万ドル）	470.0	451.2	424.1	4,782.7	4,378.0
為替レート（対ドル月平均）	7.79	7.80	7.81	7.90	7.81

（出所：中銀）

#### 4. 社会・治安

##### (1) サンタ・ロサ県及びハラパ県4市に対する戒厳状態宣言の発令

(ア) 1日、ペレス・モリーナ大統領は、4月27日及び29日にサンタ・ロサ県及びハラパ県で発生した鉱山開発に反対する住民による抗議行動を契機に同地域で暴動が発生したことを受け、サンタ・ロサ県のサン・ラファエル・ラス・フローレス市及びカシーヤス市、ハラパ県のハラパ市及びマタエスクイントラ市の2県4市に対して、30日間(5月30日迄)の戒厳状態宣言(Estado de Sitio)を発令した。また、政府は2日、対象地域における秩序及び治安回復に向けて軍人及びPNC警官約8,500名を派遣した。

(イ) 9日、ペレス・モリーナ大統領は、上記2県4市に対する戒厳状態宣言を解除する旨発表すると共に、以後15日間については警戒状態宣言(Estado de Prevención)を維持することを決定した旨発表した。